５　［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				

年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

６　［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				